

平成29年度発達障害の可能性のある児童生徒に対する連携支援事業  
(放課後等福祉連携支援事業)  
成果報告書

実施機関名 (徳島県教育委員会)

1. テーマ

市町村における放課後等福祉連携モデルの構築 ～福祉連携校と放課後等福祉機関における連携を通して～

2. 問題意識・提案背景

平成29年度は、事業所と小学校間の日常及び緊急時の連絡の円滑化に関する事例研究を行うとともに適用事例の拡大を図ること、個別の支援計画等の「指導目標と手立て」を共有した指導及び支援に関する事例研究の推進が必要である。さらに、これらの取組を藍住町内の学校及び事業所に拡大する試みを通して、市町村における放課後等福祉連携モデルを構築することが重要である。

また、引き続き県下全域を対象とした発達障害児及び放課後等福祉連携に関する理解啓発及び専門性の向上の研修等を実施する中で、藍住町における放課後等福祉連携モデルを他の市町村に拡大する手法についても検討を行う必要がある。

3. 目的・目標

福祉連携校に在籍する発達障害等のある児童に対する支援の充実のため、福祉連携校と放課後等福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法についての研究を行う。また、福祉連携校で得られた成果を特別支援地域連携協議会で共有する取組を行い、市町村における放課後等福祉連携のモデルを構築する。

4. 主な成果

取組1「事業所・学校間における直接連絡円滑化の研究」では、日常的に直接連絡できる条件整備の重要性等が明らかになった。取組2「事業所・学校が連携した事例研究」では、2事例において目標を達成し、全ての関係者が有効性を感じたことが明らかになった。取組3では、町内の事業所・学校間連携の場として、既存の「特別支援地域連携協議会」を活用した。取組4では、県主催の広域特別支援連携協議会において、県内市町村への放課後等福祉連携モデルの拡大を行った。取組5では、県民及び教育・福祉関係者の理解啓発及び専門性向上を目的に研修会等を実施した。研究の推進にあたり、医療、福祉、教育等の専門家による教育福祉連携研究地域運営協議会から助言を受けた。

5. 指定校における取組概要

平成29年度「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する連携支援事業(放課後等福祉連携支援事業)」において行った取組と成果は、以下の通りであった。

取組1「事業所及び学校間における直接連絡の円滑化に関する研究」において、事業所と小学校間の日常及び緊急時の直接連絡の円滑化の手続きを確立するとともに、その適用事例を拡大し、直接連絡の有効性や課題を明らかにする取組を行った。

その結果、特定の子供に事業所と頻回の連絡が必要な場合があり、日常的に直接連絡ができる条件を整えておくことは重要であること、「送迎」に関する内容は連絡の頻度が高く、事業所との関係づくりのスタートラインとして重要と考えられること、「健康」及び「指導内容」といった内容の連絡は特定の子供に必要性が高く、事業所と学校の関係の深化によって増加が予想されることが、明らかになった。

取組2「事業所及び学校間で「指導目標と手立て」を共有した指導の事例研究」において、相互で指導目標や手立てを共有した事例研究を通して、相互連携による指導効果及び連携を進める上での留意点や課題を明らかにする取組を行った。指導内容の選定にあたって事業所と学校が協議し、双方が協力して指導できる「事業所における宿題」を選定した。その結果、小学校で既に効果が確認されている手立てを事業所に導入したことにより指導を行った2事例とも目標を達成し、学級担任、事業所担当及び保護者とも指導が効果的であったと感じていたこと、取組による負担はほとんど無かったこと、「事業所における宿題の時間」は相互連携における着手点としての意義が大きい、あくまでも「学校に通う障がい児に対する放課後等における生活能力の向上のための訓練」という放課後等デイサービス事業の目的を踏まえた取組を行うべきこと、さらに進んだ連携を行う前提として学校と事業所の間で直接連絡が取れるなど「相互に顔の見える関係」の構築が必須であることが、明らかになった。

取組3「藍住町特別支援地域連携協議会を通じた放課後等福祉連携モデルの拡大」では、藍住町の放課後デイサービス事業所と学校の関係者が「互いに顔の見える関係」を構築し、町内に本事業の取組を普及、拡大する場として「藍住町特別支援地域連携協議会」を活用した。会議では、事業所及び学校の連絡担当者名を掲載した委員名簿の作成及び配布をするとともに、平成28～29年度の本事業の説明と相互連携のための書式類を配布した。こうした取組は、相互の「顔の見える関係」の構築に一定の効果があったと考えられた。

取組4「放課後等福祉連携モデルの他市町村への拡大」では、平成29年度徳島県特別支援地域連携協議会連絡会において、徳島県内24市町村教育委員会の特別支援地域連携協議会担当者に対して、「平成28年度発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業（放課後等福祉連携支援事業）事業成果報告書」を配布し、取組の説明を行うとともに、報告書に掲載している連携書式類の使用方法について解説を行った。取組の効果として、県内の1市町村において事業所と学校への「連携に関する調査」の実施と、関係者への連携書式類の配布を行ったことが報告された。

取組5「発達障がい児及び放課後等福祉連携に関する研修等の開催」において、発達障がいの可能性のある児童生徒に対する放課後等福祉連携についての理解啓発及び専門性の向上を目的に、県民対象の講演会1回（参加者：362名、内容：発達障がいのある子どもの保護者の立場から周囲に求められる理解や支援等について）、教育・福祉関係者対象の研修会1回（参加者：30名、内容：発達障がいのある子どもの生活に必要なスキルを習得させるための研修）、教育相談事業2回（対象：小学校2校、内容：発達障がいのある幼児児童の指導への助言）を実施した。

## 6. 今後の課題と対応

今後の課題として、①市町村において事業所と学校の関係者同士の「顔の見える関係」構築の場として「特別支援地域連携協議会」等の活用を促進すること、②学校において事業所との直接連絡ができる条件整備を進めること、さらに、③学校において事業所との相互連携のために「個別の教育支援計画」等の活用を促進することが、挙げられる。

①については、藍住町特別支援地域連携協議会において、事業所及び学校の連絡担当者名簿を作成、交換したことで、相互の「顔の見える関係」の構築に一定の効果があつた。今後、全国の市町村が特別支援地域連携協議会を活用し、双方の連絡担当者名簿の交換など簡易な実施方法の工夫をしながら、互いの「顔の見える関係」の構築を進めることが必要である。また、都道府県においては、「広域特別支援連携協議会」等を活用し、市町村の連携協力の取組を支援していくことが重要である。

②について、小学校において保護者の許諾を得た上で放課後等デイサービス事業所と学校の直接連絡に取り組んだことで、双方の関係構築に効果があつた。今後は、各学校において許諾手続のルーチン化を進めるとともに、「送迎時刻の変更」等について事業所と直接連絡を取り合うことを積み重ね、双方の連携関係を構築していくことが必要であろう。

③について、平成28年度の実践研究では、「事業所と小学校間における個別の支援計画等の試行的な交換」を実施し、計画の交換による情報共有が事業所及び学校の双方において有用であることが明らかになった。「個別の教育支援計画」は、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担などの計画を策定するものであり、一貫した支援のために外部への情報提供が想定されている。今後は、各学校において、事業所との相互連携のために「個別の教育支援計画」等を積極的に活用することが求められる。

## 7. 指定校について

(小学校)

校名：藍住南小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	94	3	93	3	108	4	93	3	98	3	110	4
特別支援学級	5		7		3		5		4		4	
通級による指導 (対象者数)	4		5		1		6		5		0	
	校長	教員	教諭 等	養護 教諭	助教諭	ALT	事務 職員	特別支援教 育支援員	スクールカウンセラー	その他	計	
教職員数	1	1	36	1	4	0	1	(1)	0	(2)	44(3)	

( ) は外数で町費職員

※特別支援学級の対象としている障害種：知的、情緒・自閉症、肢体、病弱

※通級による指導の対象としている障害種：言語・LD

## 8. 問い合わせ先

組織名：

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 担当部署    | 徳島県教育委員会特別支援教育課  |
| (2) 所在地     | 徳島県徳島市万代町1-1   |
| (3) 電話番号    | 088-621-3142   |
| (4) FAX 番号  | 088-621-2882   |
| (5) メールアドレス | <a href="mailto:tokubetsushienkyouikuka@pref.tokushima.lg.jp">tokubetsushienkyouikuka@pref.tokushima.lg.jp</a> |